

安来市介護人材採用・定着支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、市内の介護サービスの提供体制の確保を目的とし、介護人材の確保及び定着を推進するため、安来市介護人材採用・定着支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）介護保険事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険サービス又は同法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業を行う事業所をいう。
- （2）介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- （3）留学生 在留資格「留学」で在留し、介護福祉士資格の取得を目指し介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を有する、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生及び介護福祉士養成施設在学学生をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、市内の介護保険事業所を運営する法人とする。

（補助内容、補助金の額等）

第4条 補助内容、補助金の額等は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期日までに、介護人材採用・定着支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の添付書類及び申請期日は、別表第2のとおりとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、介護人材採用・定着支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、介護人材採用・定着支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助内容	補助対象経費	補助金の額
介護人材の採用活動経費への助成	市内の介護保険事業所における介護人材(事務職及び法人役員を除く。)の採用活動(以下「補助事業」という。)に係る次に掲げる経費。ただし、国、県又は他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助対象外とする。 (1) 求人誌又は求人情報サイトへの掲載費 (2) 採用パンフレット等の作成の委託費 (3) 法人のホームページの求人情報ページに係る構築及び改修の委託費 (4) 採用PR動画の作成の委託費 (5) 就職説明会等の会場確保に要する経費 (6) 補助事業に係る勉強会、セミナー等への参加費及びコンサルティング業務委託費 (7) 補助事業に係る出張費 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要	補助対象経費の2分の1以内。ただし、1会計年度につき1法人1回とし、20万円(市内の介護保険事業所において雇用実績がない場合は、6万6,000円)を上限とする。

	と認める経費	
留学生受入に 係る経費への 助成	介護福祉士養成施設における留学生の受入に係る経費(学費、入学準備金、就職準備金、介護福祉士試験受験対策費用及び居住費等の生活費)。ただし、この告示の施行日以後に新たに外国人介護人材として雇用した留学生を対象とする。	補助対象経費の2分の1以内(補助対象経費の全部又は一部に他の補助金及び貸付金が支給されている場合は、支給された補助金等を差し引いた額の2分の1以内)。ただし、留学生1人につき1回とし、100万円を上限とする。

別表第2 (第5条関係)

補助内容	添付書類	申請期日
介護人材の採用活動経費への助成	・採用活動実績報告書(様式第1号の1) ・補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し(領収書等) ・雇用したことが分かる書類(雇用実績がある場合) ・その他市長が必要と認める書類	補助金の交付申請日の属する年度の2月末日
留学生受入に係る経費への助成	・留学生と法人との間に交わした対象経費に関する契約内容が分かる書類の写し ・留学生の卒業証明書等、卒業したことを証明する書類の写し ・経費の内訳が分かる書類 ・補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し ・雇用したことが分かる書類 ・その他市長が必要と認める書類	